

未熟児養育医療における自己負担額表

自己負担額（徴収金の額）については、当該措置を受けた未熟児の属する世帯の階層区分に応じ、以下の表に定める額とする。

階層区分	世帯の階層の区分		徴収基準 月 額	
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,600	
C階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ の課税世帯		5,400	
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	円 所得割の年額		
		15,000円以下	D1	7,900
		15,001～ 21,000	D2	10,800
		21,001～ 51,000	D3	16,200
		51,001～ 87,000	D4	22,400
		87,001～ 171,300	D5	34,800
		171,301～ 252,100	D6	49,400
		252,101～ 342,100	D7	65,000
		342,101～ 450,100	D8	82,400
		450,101～ 579,000	D9	102,000
		579,001～ 700,900	D10	123,400
		700,901～ 849,000	D11	147,000
		849,001～ 1,041,000	D12	172,500
		1,041,001～ 1,222,500	D13	199,900
		1,222,501～ 1,423,500	D14	229,400
1,423,501円以上	D15	全額		